改正後	改正前
一　アルカン（炭素数が十から十七までのものの及びその混合物に限る。）及びジェット燃料油の混合物（ジェット燃料油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。） 一～五	（新規） 一～四

○北陸地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十一日　　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・六・一二百四十三号駅前出町線

三　事業施行期間　自平成三十年四月十一日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県富山市水橋舘町字百五十苅、水橋柳寺及び水橋畠等字花井地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成三十年三月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十一日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢1－9－1　㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕
工場の所在地及び名称	浄化槽の名称
愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場	ダイキ浄化槽　XE－5型
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷3－5　大栄産業㈱　東海マリン工場	〃　XE－7型
北海道歌志内市字文珠159－9　大栄産業㈱　北海道工場	
宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15－43　若柳化成工業㈱	
栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業	
大分県豊後大野市三重町百枝1247－1　大分工業㈱	
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918－1　南九州ニッコー㈱	
愛媛県東温市則之内甲2357－5　㈱ダイキアクシス　松山工場	
長野県佐久市田口5574－2　㈱ダイキアクシス　信州工場	
福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱ダイキアクシス　福島工場	
愛媛県大洲市肱川町名荷谷900－1　ダイドー化成㈲	
沖縄県糸満市西崎町五丁目5番地の5　㈱沖縄プラスチック産業	

認定番号
8－18－H－001(3)－2
〃　－3

○四国地方整備局告示第四十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成三十年三月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十一日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢1－9－1　㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕
工場の所在地及び名称	浄化槽の名称
愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場	ダイキ浄化槽　XE－10F型
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷3－5　大栄産業㈱　東海マリン工場	
北海道歌志内市字文珠159－9　大栄産業㈱　北海道工場	
宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15－43　若柳化成工業㈱	
栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業	
大分県豊後大野市三重町百枝1247－1　大分工業㈱	
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918－1　南九州ニッコー㈱	
愛媛県東温市則之内甲2357－5　㈱ダイキアクシス　松山工場	
長野県佐久市田口5574－2　㈱ダイキアクシス　信州工場	
福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱ダイキアクシス　福島工場	
愛媛県大洲市肱川町名荷谷900－1　ダイドー化成㈲	
沖縄県糸満市西崎町五丁目5番地の5　㈱沖縄プラスチック産業	

認定番号
8－18－H－002(3)－1

○沖縄総合事務局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十一日　　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千六百五十一号那覇広域都市計画公園事業五・五・浦一号浦添大公園

三　事業施行期間　自昭和四十七年九月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十七年建設省告示第千六百五十一号、昭和五十二年建設省告示第二百二十二号、平成十年建設省告示第四百五十四号及び平成二十一年沖縄総合事務局告示第二十一号の事業地のうち、沖縄県浦添市仲間二丁目及び前田二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし